

滑川市立田中小学校育友会会則（案）

令和5年4月改

第1章 名称

第1条

この会は、「滑川市立田中小学校育友会」と称し、事務局を滑川市立田中小学校内におく。

第2章 目的

第2条

この会は、保護者と教師とが協力して、家庭及び社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とし、そのために次の活動を行う。

児童教育をよりよいものとするために保護者と教師が協力する。

学校と家庭との協力によって、児童の生活環境及び教育環境をよくする。

よい保護者、よい教師になるために、研修等により教養を高め、また会員相互の親睦をはかる。

第3章 方針

第3条

この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

児童教育及びその福祉のために尽力する他の団体及び機関と協力する。

特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利的行為は行わない。

この会及びこの会の会員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

学校の人事その他の管理に干渉しない。

第4章 会員

第4条

この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者、並びに本校の校長、教頭及び教員とする。

第5章 経理

第5条

この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって、これをまかなう。

第6条

この会の会費は、世帯単位とし、その額は総会で決める。

第7条

この会の経理は、育友会会計、小諸交流会計から構成される。

また、小諸交流特別会計の年度末の余剰金の一部を小諸交流記念事業基金に積み立てるものとする。

第8条

この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 役員

第9条

この会の役員、ならびに選出方法、役割は次の通りとする。

役員	人数	選出方法	役割
顧問	1名	学校長とする	必要に応じて会長の諮問に応じる
相談役	若干名	会長、副会長を務めた人から会長が推薦し、総会で報告する	同上
会長	1名	選考委員会で推薦し、全体役員会で承認を得、総会で報告する	本会の会務を統括する
監事	2名	同上	会計及び会務を監査する
書記長	1名	同上	一般事務及び会計事務を統括する
副会長	若干名	選考委員会の推薦の上、会長が委嘱し、全体役員会、総会で報告する	会長を補佐する
書記	若干名	同上+1名は小学校より選出	一般事務を処理する
会計	若干名	同上+1名は小学校より選出	会計事務を処理する
総務委員長	1名	選考委員会の推薦の上、会長が委嘱し、全体役員会、総会で報告する	総務委員会を統括する
学級委員長	1名	同上	学級委員会を統括する
広報委員長	1名	同上	広報委員会を統括する
交流部会長	1名	同上	交流部会を統括する
総務副委員長	若干名	1名は支部長より選出する。(持ち回り)	総務委員長を補佐する
学級副委員長	若干名	選考委員会の推薦の上、会長が委嘱し、全体役員会、総会で報告する	学級委員長を補佐する
広報副委員長	若干名	同上	広報委員長を補佐する
交流副部会長	若干名	同上	交流部会長を補佐する
学年長	6名	各学年の学級役員にて互選する	各学年を統括し、学級委員長を補佐するとともに、各学年活動を推進する
支部長		各支部毎(町内単位)に1名選出する。ただし、会長が必要と認めた時は2名以上選出する事が出来る	総務委員会を構成する
学級役員		各学年毎2名+各クラス1名を選出する。ただし、5年生の保護者は3名+各クラス1名とし、1名は交流部会に所属する。6年生の保護者は4名+各クラス1名とし、2名は交流部会に所属する	学級委員会、広報委員会、交流部会を構成する

第10条

役員任期は1年間とし、4月1日から翌年3月31日までとする。毎年改選するが、再選を妨げない。ただし、会長任期については原則として最大2年までとする。

第7章 委員会

第11条

この会の委員会及び部会の構成ならびに活動内容は次の通りとする。

委員会、部会名	構成方法	活動内容
総務委員会	総務委員長、総務副委員長、全支部長で構成する。 支部長は各町内の児童クラブ等で選出する。	・ 総務全般 ・ 会員の教養向上と親睦、融和を図る活動の企画、推進 ・ 保健体育、環境美化、交通安全に関する活動の企画、推進 ・ 児童の郊外活動、生徒指導に関する活動の企画、推進
学級委員会	学級委員長、副委員長および学級委員で構成する。 学級委員は学級役員から学年長1名と各クラスから学級委員1名ずつを互選する。	・ 学年、学級活動の企画、推進
広報委員会	広報委員長、副委員長、および広報委員で構成する。 広報委員は学級役員から広報委員1名を互選する。	・ 広報誌「希望の丘」の編集 ・ その他の広報活動
交流部会	交流部会長、交流副部会長および交流委員、交流部員で構成する。 交流委員は5・6学年学級役員若干名で構成する。6年生学級役員から交流副部長及び交流会計、計2名を互選する。5年生学級役員から交流副部長1名を互選する。 交流部員は6年生保護者全員で構成する。	・ 小諸市立坂の上小学校との交流関連事業の企画、推進

第8章 集会

第12条

この会の集会および構成・機能は、次の通りとする。

会議名	回数	構成	機能
総会 (4月)	1回 (原則)	全会員	1. 会計、会務の報告 2. 監査の報告 3. 新年度役員の報告 4. 事業計画案の承認 5. 予算案の承認 6. 全役員の紹介と追加承認

			7. その他重要事項の審議
全体役員会	必要に応じて開催	全役員	総会に次ぐ重要事項の審議
執行部会		顧問、会長、書記長、副会長、書記、会計、監事、委員長、部会長、副委員長、副部会長	会務の企画、執行、その他緊急事項の審議
支部長会議		支部長	支部に関わる事項の審議
選考委員会		会長、書記長、副会長	会長、書記長、監事の選出 (通常12月に発足) 新執行委員の選出

第9章 細則

第13条

この会の活動に必要な細則は、この会則に反しない限り執行部会が定める。

第14条

執行部会が細則を制定し、または改廃したときは、次の総会においてこれを報告しなければならない。

第10章 改正

第15条

この会則は、総会において、出席者の過半数の賛成により改正することが出来る。

付 則

第1条

この会則は昭和38年4月1日から施行する。

昭和51年4月29日	一部改正	昭和52年4月17日	一部改正
昭和56年4月19日	一部改正	昭和58年4月17日	一部改正
昭和60年4月14日	一部改正	平成 元年4月23日	一部改正
平成 8年4月14日	一部改正	平成 9年4月20日	一部改正
平成10年4月19日	一部改正	平成11年4月18日	一部改正
平成15年4月20日	一部改正	平成22年4月18日	一部改正
平成24年4月21日	一部改正	平成25年4月21日	一部改正
平成26年4月20日	一部改正	平成27年4月19日	一部改正
令和 5年4月22日	一部改正予定		